

見本

〇〇年〇月〇〇日

事業者住所 三重県〇市〇丁目〇番地
事業者名 〇〇ソーラー株式会社
代表取締役 〇〇
(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)
電話番号 △△△－△△△－△△△△
担当者名 ◇◇

事業概要書

- 本事業概要書は、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、
再エネ特措法の認定の有無に関わらず、出力 10kW 以上の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）の設置を計画されている事業者の方が作成するものです。
- 下記事業概要に必要事項を記入の上、説明会又は事前周知措置実施の 45 日前までに、県及び施設の設置を計画している市町担当課（太陽光発電施設が複数の市町にまたがる場合は、関係する全ての市町）へ提出願います。県又は市町担当課は、必要に応じて事業の進捗状況の確認をさせていただく場合があります。
- 太陽光発電施設の設置予定場所の位置図、配置図を添付してください。

【事業概要】			記入年月日	〇〇年〇月〇日
内 容				
1	施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は全て記入）		三重県津市〇〇番、〇〇番 1	
2	事業予定地の面積（㎡）		1,000 ㎡	
3	事業予定地の登記地目 （複数ある場合各々の地目と面積（㎡）を記入）		田	
	※現況地目が登記地目と異なる場合は、右欄に現況地目を記入してください。			
4	対象区域 （本ガイドライン（表 1）の「設置するのに適当でない区域」、「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」又は「その他設置にあたり県又は市町への相談・配慮が必要な区域」に該当する場合は記入）		第 2 種農地、河川区域	
5	土地所有者名		■■■■■	
6	発電事業者 （当該発電事業者	事業者名	〇〇ソーラー株式会社	
	と保守点検事業者		△△株式会社（保守点検事業者）	
7		代表者名	●●	

	が異なる場合は、 保守点検事業者について本欄へ併記してください。）			●●（保守点検事業者）
8		住 所		三重県〇〇市〇〇番地 三重県〇〇市〇〇番地（保守点検事業者）
9		電話番号	通常連絡先	□□□—□□□—□□□□ ×××—×××—×××× (保守点検事業者)
			公開用連絡先	■ ■ ■ — ■ ■ ■ — ■ ■ ■ ■
10		担当者名		◇◇ ▼▼（保守点検事業者）
11	緊急連絡先		〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇	
12	総発電出力（kW）		40kW	
13	事業認定申請予定 (FIT/FIP に限る)		令和●年●月	
14	設置工事着手予定		令和〇〇年〇月	
15	工事内容	掘削工事	☐ 有 ☒ 無	
		基礎工事	☒ 有 ☐ 無 《工事の種類》 杭基礎で地面に固定	
16	運転開始予定		令和〇〇年〇月	
17	説明会又は事前周知措置を予定している地域		実施場所から水平距離 100m 以内の 範囲の地域住民（〇〇市〇〇町）	
18	説明会又は事前周知措置の実施（予定）日		令和〇年〇月〇日	

※本事業概要書の提出後に、再エネ特措法第 10 条第 1 項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更を行う場合（再エネ特措法の認定を受けていない事業者が同様の変更を行ったときも含む。）には、事業概要書（変更）（様式 2）を提出してください。

※内容の確認にあたり、必要と認める場合には、位置図及び配置図のほか、その他の資料の提出を求めることがあります。

※本事業概要書の届出日や発電事業者名、施設設置予定場所（住所）、電話番号（公開用連絡先）、総発電出力（kW）については、県ホームページにて公開します。（個人事業主の場合は、発電事業者名を個人と表記し、公開します。）

※提供いただいた情報は、県・市町で情報共有するほか、地域住民や関係者に情報提供する場合があります。

※関係法令や条例又は本ガイドラインが遵守されないなど適切に行われていない状況が確認された場合は、県又は市町が事業者に対する指導や国への情報提供を行う場合があります。事業者に対する指導を重ねてもなお、改善がみられない又は重大な違反状態が続く場合など公益を確保するために必要がある場合は、違反事実等を公表する場合があります。

※地域住民への説明の際は、本事業概要書及び「地域共生のための予防措置等報告書」に基づき説明を行ってください。

※《工事の種類》には、「杭基礎で地面に固定」「単に置く」などを記載ください。

事業者における宣誓事項

事業者において、以下の宣誓事項について確認のうえ、チェック欄に記入（☑）のうえ、責任をもって提出してください。

【宣誓事項】

- ・以下の（１）～（４）の各段階において、関係法令及び本ガイドラインを遵守し、適切に事業を実施します。また、違反が確認された場合は速やかに是正措置等を講じるとともに、住民からの不安の声が寄せられた場合等は誠意をもって対応します。

		チェック欄
（１）企画立案時	[ガイドライン本冊：P6 ～P23]	✓
（２）設計・施工時	[ガイドライン本冊：P24～P25]	✓
（３）運用・管理時	[ガイドライン本冊：P26～P27]	✓
（４）撤去・処分時	[ガイドライン本冊：P27～P28]	✓

- ・出力 50kW 未満の太陽光発電施設を設置予定である事業者は、当該設置予定場所が、再エネ特措法施行規則及び本ガイドライン 23 頁表 2 の示すエリアに該当するかを確認した上で、以下のいずれかの方法により、地域住民と適切なコミュニケーションを図ります。

また、地域住民からのニーズがある場合は、適切な方法により対応をします。

説明会	☐	事前周知措置	✓
-----	--------------------------	--------	---

※チェック欄に記入のない場合は、事業概要書の受付ができませんので、必ず記入のうえ提出ください。